

## フィットネス会員規約 改定事項

### メンバー種類の変更

#### 第 15 条

メンバーは、各月の5日(5日が休館日の場合翌営業日)までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。5日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。



2022, 5, 29 日より

### メンバー種類の変更

#### 第 15 条

メンバーは、各月の5日(5日が休館日の場合翌営業日)までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。5日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

月回数を減らす場合は事務手数料として 2200 円いただきます。(例※月 8 から月 4 に変更場合等)

2022,4,29

イオナフィットネスボクシングスタジオ

井村